

茨城県自治紛争処理委員によるかすみがうら市・霞台厚生施設組合間の紛争  
に関する調停の手續に関する要綱

令和5年10月10日

(目的)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第251条第2項の規定により知事が任命する自治紛争処理委員(以下「委員」という。)の調停の手續については、法、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)及び自治紛争調停の手續に関する規則(昭和32年茨城県規則第32号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(所掌事項)

第2条 委員は、霞台厚生施設組合の旧焼却施設解体費用に係るかすみがうら市・霞台厚生施設組合間の紛争に関する調停を処理する。

(職務の執行)

第3条 委員は、何人からも指示を受けず、良心に従い、かつ、法令に基づいてその職務を執行しなければならない。

(異動)

第4条 法第251条第5項並びに同条第6項により準用する法第250条の9第8項、第9項(第2号を除く。)、第10項及び第11項の規定により委員の欠員を生じた場合においては、法第251条第2項に定める資格を有する者のうちから、知事が委員を任命することができる。

2 前項の規定により委員の中に異動があった場合においても、既に行った調停の手續は、影響を受けないものとする。

(調停の期日及び場所)

第5条 委員の調停の期日及び場所は、委員長(規則第2条第1項の委員長をいう。以下同じ。)がこれを定める。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員の調停の期日及び場所を変更することができる。

(代理人の選任及び解任の届出)

第6条 当事者は、代理人を選任したときは、書面をもってその者の氏名及び職業を委員に

届け出なければならない。解任したときも、同様とする。

(調停及び議事録等の非公開)

第7条 調停、調停に係る資料及び議事録は非公開とする。ただし、会議開催後、会議の概要を公開する。

2 前項の規定にかかわらず、当事者が出席する調停及び当該調停に係る議事録は、委員が公開とすることを相当と認める場合に限り公開する。

(秩序の維持)

第8条 調停の期日における秩序の維持は、委員長が行う。

2 委員長は、前項に定めるもののほか、調停手続の円滑な進行を確保するために必要な措置をとることができる。

(参考人の陳述等)

第9条 委員は、調停を行うため必要があると認めるときは、事件の参考人に陳述又は意見を求めることができる。

(委員による情報の収集)

第10条 委員は、法第251条の2第9項又は前条の規定により情報の収集を行うときは、委員の調停の期日外においてもこれを行うことができる。

(合議)

第11条 次に掲げる事項は、委員の合議によるものとする。

(1) 第7条第2項の規定による当事者が出席する調停及び当該調停に係る議事録の公開の決定

(2) 第9条の規定による参考人による陳述又は意見を求めることの依頼の決定

(庶務)

第12条 調停の庶務は、総務部市町村課が処理する。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

付則

この要綱は、令和5年10月10日から施行する。